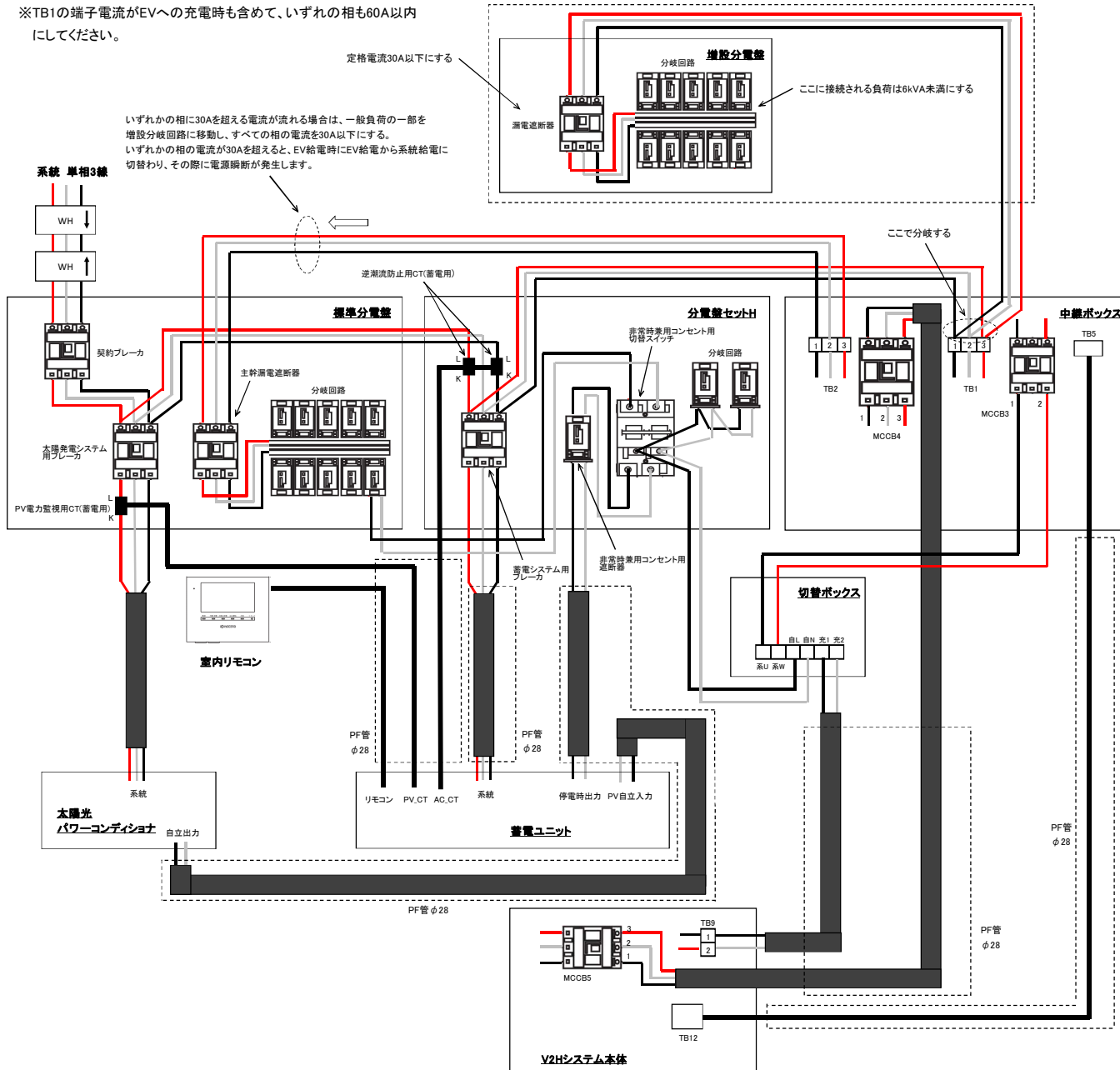


EVからの給電時にご家庭の一般負荷の使用電力が片相30Aを超える場合の配線(契約ブレーカあり)

→ 中継ボックスTB1の一次側で分岐する。

※TB1の端子電流がEVへの充電時も含めて、いずれの相も60A以内にしてください。



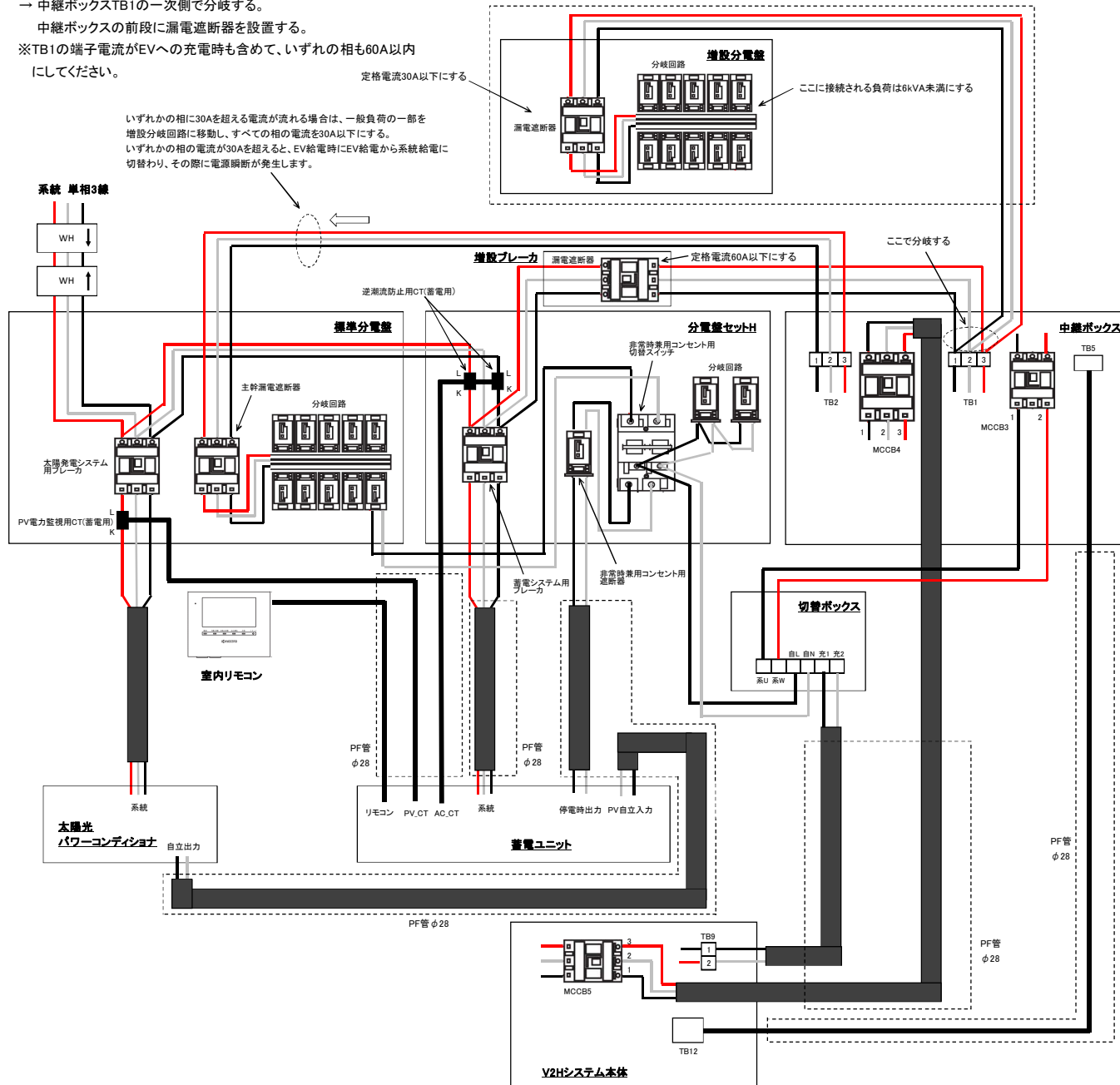
EVからの給電時にご家庭の一般負荷の使用電力が片相30Aを超える場合の配線(契約ブレーカなし)

→ 中継ボックスTB1の一次側で分岐する。

中継ボックスの前段に漏電遮断器を設置する。

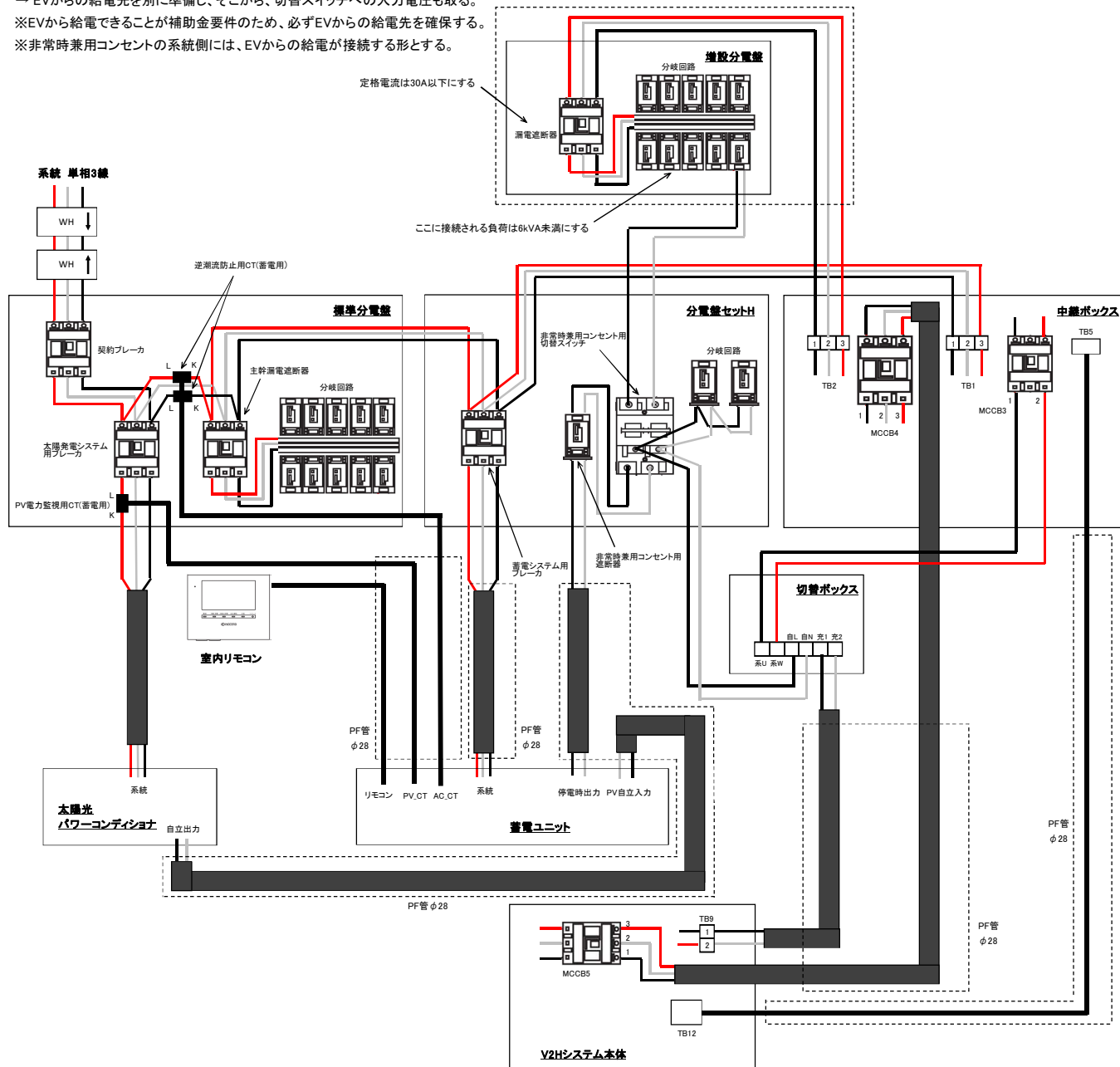
※TB1の端子電流がEVへの充電時も含めて、いずれの相も60A以内にしてください。

いずれかの相に30Aを超える電流が流れる場合は、一般負荷の一部を増設分岐回路に移動し、すべての相の電流を30A以下にする。いずれかの相の電流が30Aを超えると、EV給電時にEV給電から系統給電に切り替わり、その際に電源瞬断が発生します。



既存分電盤の使用電力が大きく、EVからの給電先を限定してよい場合の配線(契約ブレーカあり)

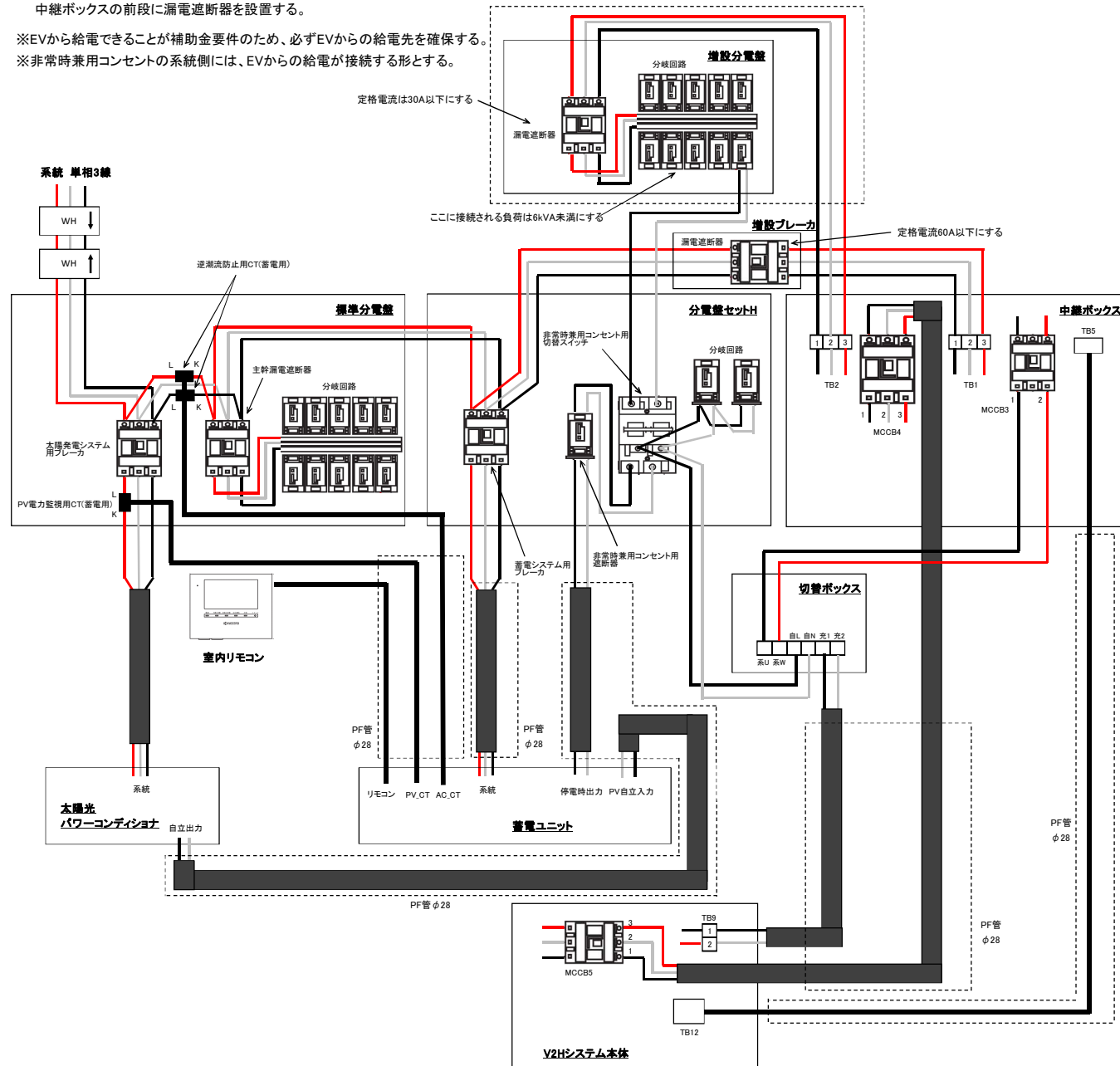
- EVからの給電先を別に準備し、そこから、切替スイッチへの入力電圧も取る。
- ※EVから給電できることが補助金要件のため、必ずEVからの給電先を確保する。
- ※非常時兼用コンセントの系統側には、EVからの給電が接続する形とする。



既存分電盤の使用電力が大きく、EVからの給電先を限定してよい場合の配線（契約ブレーカなし）

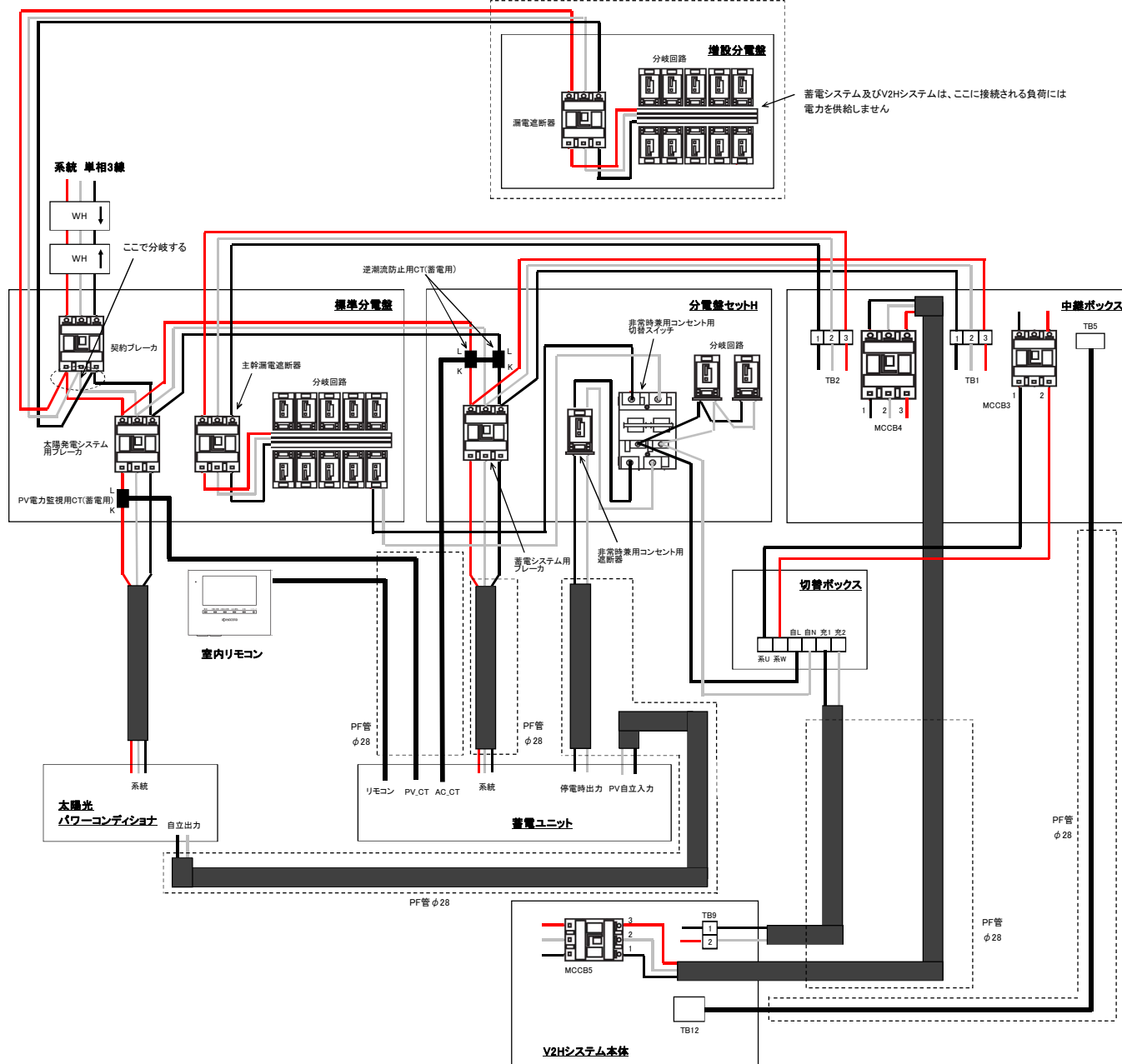
- EVからの給電先を別に準備し、そこから、切替スイッチへの入力電圧も取る。
- 中継ボックスの前段に漏電遮断器を設置する。

※EVから給電できることが補助金要件のため、必ずEVからの給電先を確保する。
 ※非常時兼用コンセントの系統側には、EVからの給電が接続する形とする。



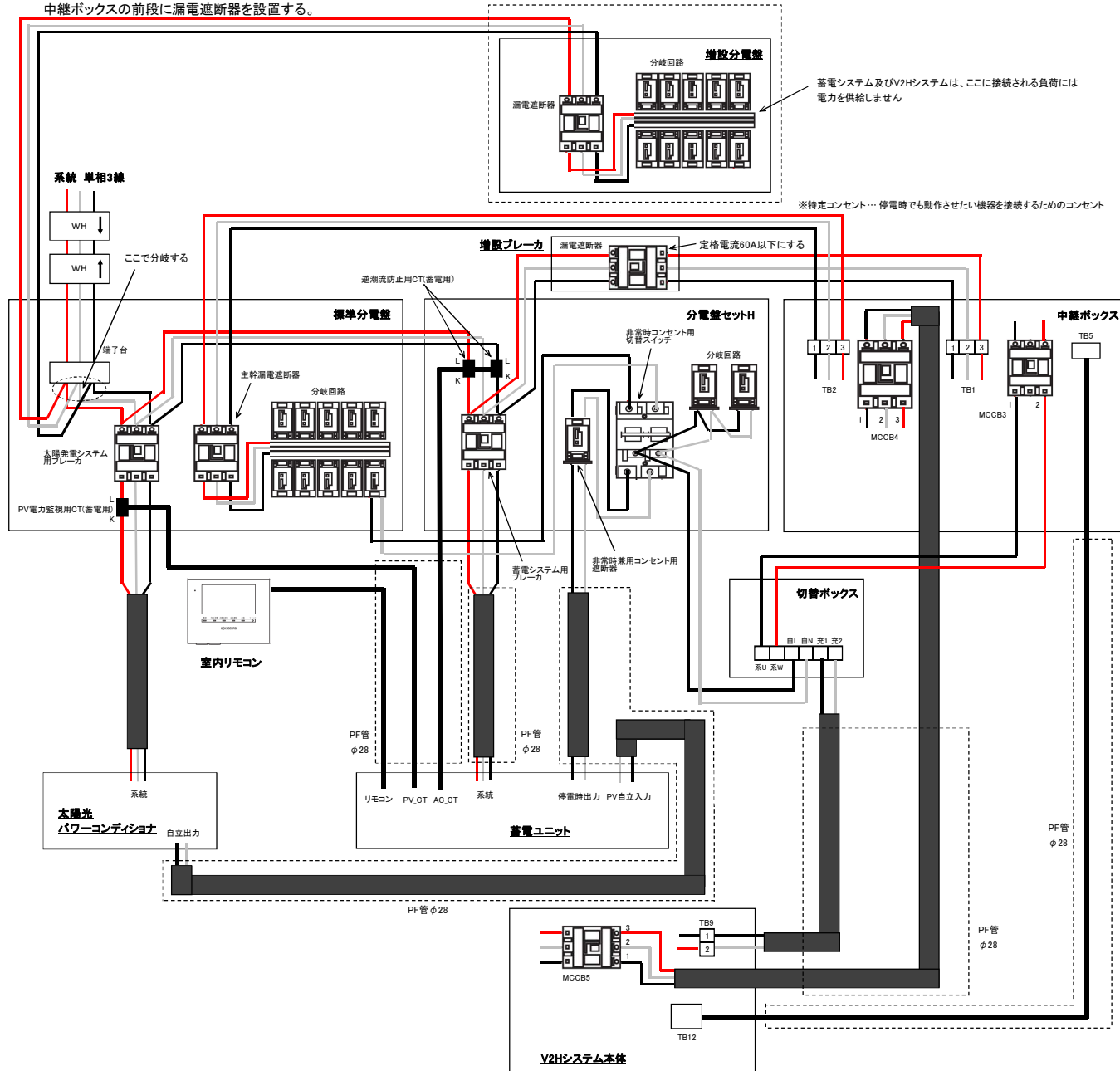
TB1、TB2の端子台片相が60Aを超える場合の配線(契約ブレーカあり)

→ 契約ブレーカの二次側で分岐する。 ※増設分電盤に接続される負荷には蓄電システム、V2Hシステムから電力は供給されません。



TB1、TB2の端子台片相が60Aを超える場合の配線(契約ブレーカなし)

→ 端子台を設け、端子台の一次側または二次側で分岐する。 ※増設分電盤に接続される負荷には蓄電システム、V2Hシステムから電力は供給されません。
中継ボックスの前段に漏電遮断器を設置する。



エコキュートを接続する場合の配線(契約ブレーカあり)

→ 契約ブレーカの一次側で分岐する。

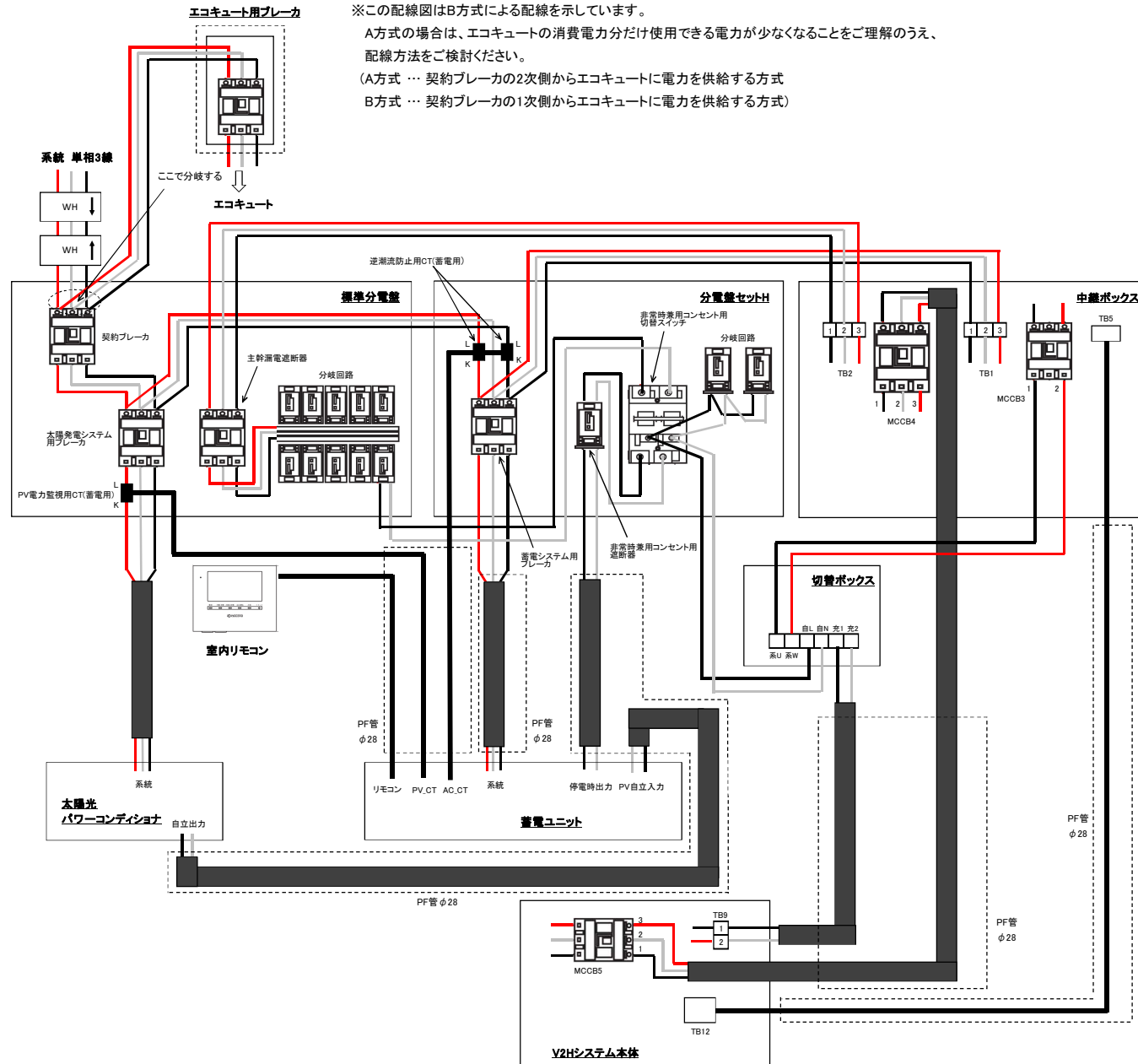
※エコキュートは消費電力が大きい機器のため、蓄電システムの給電対象から外します。

※この配線図はB方式による配線を示しています。

A方式の場合は、エコキュートの消費電力分だけ使用できる電力が少なくなることをご理解のうえ、配線方法をご検討ください。

(A方式 … 契約ブレーカの2次側からエコキュートに電力を供給する方式)

B方式 … 契約ブレーカの1次側からエコキュートに電力を供給する方式)



エコキュートを接続する場合の配線(契約ブレーカなし)

→ 端子台を設け、端子台の一次側または二次側で分岐する。

中継ボックスの前段に漏電遮断器を設置する。

※エコキュートは消費電力が大きい機器のため、蓄電システムの給電対象から外します。

